指定就労継続支援A型 報酬算定に係る自己点検表

事	業 所 の	名 称	
事	業所	番号	
実 地	. 指 導 実 施	年月日	
記	入	者	職・氏名

岐阜県健康福祉部 障害福祉課

指定就労継続支援A型

実施日

令和

年

月

日

事業所名

算定事例 点検項目 加算(減算)概要 算定期間 特記事項 点検書類 ありなし 管理者 当該事業所の従業者として従事する場合又 管理業務に支障がない場合は兼務可 ┃は同一敷地内の事業所等の従業者等として ┃出勤簿 従事する場合は兼務可 サービス管理責任 常勤 人、非常勤 人(常勤換算 出勤簿 専従であるか 管理者との兼務可 経験年数が基準を満たしているか 実務経験証明書 サービス管理管理責任者資格・相談支援従事者研修受 研修受講証 講証を保有しているか みなし配置を認め ※みなしサービス管理管理責任者の場合 る障害福祉課から 1年以内に研修を受講できる体制であるか の書類 利用定員 運営規定)人 前年度の利用者平)人 サービス提供記録 職業指導員及び生 |職業指導員及び生活支援員それぞれで1名以上の配置 活支援員 がされているか ※どちらか1名以上は常勤 常勤換复数 常勤 人、非常勤 人(常勤換算) 直接処遇職員配置 常勤換算で7.5:1の体制であるか 体制 常勤換算で10:1の体制であるか 勤務形態一覧表 | 定員超過利用減算 | 過去3か月の利用平均障害者が定員の125%を超過して 出勤簿 1日あたりの利用障害者数が定員の150%を超えている サービス管理責任 サービス管理責任者が常勤専従で配置できていなかっ 者欠如減算 た時期が一定期間存在するか サービス提供職員 指定基準に定める人員基準を事業所が満たしていない 欠如減算 期間が存在するか

点 検 項目	加算(減算)概要	算定事例		算定期間		上		
X-X-1	714 A (1100 A 1100 A 11	あり	なし	—————————————————————————————————————	NICTX	/// IX EI XX		
個別支援計画未作 成減算	個別支援計画を作成せずサービス提供をしているか					個別支援計画		
1日の平均労働時	7時間以上							
間に応じて報酬算 定【~R3.3.31】	6時間以上7時間未満							
	5時間以上6時間未満							
	4時間以上5時間未満					サービス提供記録		
	3時間以上4時間未満							
	2時間以上3時間未満							
	2 時間未満							
スコア方式による 報酬算定【R3.4.1 ~】	評価点が170点以上				【R3.4.1~】 「1日の平均労働時間」「生産活動」「多様な 働き方」「支援力向上」「地域連携活動」の総			
	評価点が150点以上170点未満				合評価を以て実績とする方式(スコア方式) ※(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ た実績の第二の カスリダウム によればる ダルル・スト			
	評価点が130点以上150点未満				令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能(就労継続支援は平成30年度の実			
	評価点が105点以上130点未満				── 績を用いることも可能) スコア方式の項目のうち、「1日の平均労働時間」については、次のいずれかの年度の実績で ── 評価	サービス提供記録 IP等での公表内容		
	評価点が80点以上105点未満				(I) 平成30年度 (I) 令和元年度 —(Ⅲ) 令和2年度			
	評価点が60点以上80点未満				※「生産活動収支の状況」については、前年度 を「令和元年度」に置き換えた実績で評価する ことも可(その場合、前々年度は「平成30年			
	評価点が60点未満				度」を用いる) ※それ以外の項目は、令和2年度の実績で評価			

点検項目	加算(減算)概要	算定	算定期間	特記事項	点検書類
自己評価未公表減算【R3.4.1~】	事業所ホームページ等を通じて、1年に1回以上、スコア方式による評価内容を全て公表するとともに、未公表の場合は減算しているか。			【R3.4.1~】 「1日の平均労働時間」「生産活動」「多様なの間を方」「支援力向上」「地域連携活動」」の会評価を以てて支援力の上」「地域連携活動」式) ※(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出とする方染症の影響を踏まえた実績の第二年度の報酬算定に係る実績の算出について実績を用いるの年度の表別を関係していた。 「1日の平均労働時では、下1日の平均労働時ででは、平成30年度(町)令和元年度(町)令和元年度(町)令和元年度(町)令和元年度(町)令和元年度(町)令和元年度(町)令和元年度(町)令和元年度(町)令和元年度(町)令和元年度(ボーマの状況」については、前年度(ボーターの大流」については、前年度の手がででである。本は、「中の本のは、「中の本のよりについては、前年度の表別をでいる。」を可以の項目は、令和2年度の実績で評価	HP等での公表内容
身体拘束廃止未実 施減算	身体拘束等に係る記録を適切に残していない場合があ るか				身体拘束記録
就労移行支援体制 加算	就労継続支援A型のサービスを利用した利用者が一般就労し、その後6ヶ月以上継続して就労しているものが、前年度において1名以上いるものとして届け出を出し、加算を算定しているか			旧制度では、前年度において定員の100 分の5以上の人数が必要	
福祉専門職員配置 等加算(I)	常勤職員(実数)のうち、資格者が35%以上いるか			有資格者について 【~R3.3.31】 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉 士、公認心理士	従業員資格書類
福祉専門職員配置 等加算(II)	常勤職員(実数)のうち、資格者が25%以上いるか			【R3.4.1~】 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理士	従業員資格書類
福祉専門職員配置 等加算(Ⅲ)	直接処遇職員の総数(常勤換算)のうち、75%以上が常 勤職員であるか				勤務形態一覧表
	常勤職員(実数)の30%以上が、3年以上当事業所で従事した職員であるか				出勤簿

点検項目	加算(減算)概要	算定	算定期間	特記事項	点検書類
視覚・聴覚言語障 害者支援体制加算	視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害が利用者の100分の30以上いる際、専門性を有する職員を追加で配置しているか。				従業員資格書類
初期加算	就労継続支援A型を開始してから30日以内の利用者に対して加算を算定しているか。				利用契約書(利用 開始日がわかるも の)
訪問支援特別加算	所要時間が1時間未満の場合				相談支援記録
	所要時間が 1 時間以上の場合				1日改义 波龍山
利用者負担上限額 管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合、当該利用者 について、加算算定をしているか				
食事提供体制加算	収入が一定以下の利用者に対して、事業所が準備した 食事を提供しているか				サービス提供記録
欠席時対応加算	欠席時の対応記録が適切に残されているか				サービス提供記録
医療連携体制加算 (I)【~ R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、 利用者1名に対して支援を行っているか。				
医療連携体制加算 (II)【~ R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、 利用者2名以上に対して支援を行っているか。				
医療連携体制加算 (Ⅲ)【~ R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、 認定特定行為業務従事者に対して喀痰吸引等の指導を 行わせているか。				
医療連携体制加算 (IV)【~ R3.3.31】	喀痰吸引等が必要なものに対して、認定特定行為業務 従事者が、喀痰吸引等を行っているか				
医療連携体制加算 (I)【R3.4.1~】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1 回の訪問につき利用者8人を限度として看護(1時間 未満)を行っているか				
医療連携体制加算 (II)【R3.4.1~】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護(1時間以上2時間未満)を行っているか				
医療連携体制加算 (Ⅲ)【R3.4.1~】	回の訪問につき利用者8人を限度として看護(2時間以上)を行っているか				
医療連携体制加算 (IV)【R3.4.1~】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1 回の訪問につき利用者8人を限度として看護を行って いるか			(I) ~(Ⅲ) を算定している利用者につ いては算定しない。	

点検項目	加算(減算)概要	 事例なし	算定期間	特記事項	点検書類
医療連携体制加算 (V)【R3.4.1~】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、 認定特定行為業務従事者に対して喀痰吸引等の指導を 行わせているか				
医療連携体制加算 (VI)【R3.4.1~】	喀痰吸引等が必要なものに対して認定特定行為業務従 事者が、喀痰吸引等を行っているか			(I) ~(IV) を算定している利用者につ いては算定しない。	
施設外就労加算 【~R3.3.31】	厚生労働大臣が定める基準を満たし、一般企業等で作 業を行う場合において、利用者の支援を行っているか				
重度障害者支援加 算 (I)	障害年金1級を受給する利用者数が100分の50以 上いるか				
重度障害者支援加 算(Ⅱ)	障害年金1級を受給する利用者数が100分の25以上いるか				
就労移行連携加算 【R3. 4. 1~】	就労継続支援A型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいる場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援A型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り算定しているか。			当該利用者が、当該支給決定を受けた日の 前日から起算して過去3年以内に就労移行 支援に係る支給決定を受けていた場合は算 定しない。	
賃金向上達成指導 員配置加算	賃金向上計画を作成するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入するとともに、基準上の人員配置に加えて常勤換算1名以上の賃金向上達成指導員を配置しているか				
送迎加算(I)	1回の送迎につき、平均10人以上が利用し、かつ週 3回以上実施しているか				NA
送迎加算(Ⅱ)	1回の送迎につき、平均10人以上が利用している、 もしくは週3回以上実施しているか				送迎記録
算(Ⅰ)	就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援のサービスの体験的な利用をする場合に支援等を行った場合に、加算を算定しているか(5日以内)				
	就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援のサービスの体験的な利用をする場合に支援等を行った場合に、加算を算定しているか(6日以上15日以内)				

点検項目	加算(減算)概要	 事例なし	算定期間	特記事項	点検書類
在宅時生活支援 サービス加算 【R3.4.1~】	居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、居宅にて支援を行っているか				
社会生活支援特別加算	医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者 等に対して、必要な相談援助等を行っているか				
福祉・介護職員処 遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを算定				
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定				
	福祉・介護職員処遇改善加算皿を算定			障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出 する実績報告書にて確認	
	福祉・介護職員処遇改善加算IVを算定				
	福祉・介護職員処遇改善加算Vを算定				
福祉・介護職員処 遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定			障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出 する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算 (I)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)を算定			障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出 する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算 (Ⅱ)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を算定			障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出 する実績報告書にて確認	

福祉・介護職員処遇改善加算

点検項目		点検事項	 点検欄	確認欄
【共通】	1	福祉・介護職員の賃金改善(退職手当を除く)に要する費用見込額 が、この加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、計画に基 づき適切な措置を講じている	点検事項に適合	
	2	加算の算定額に相当する賃金改善を実施	点検事項に適合	
	3	福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、届出 をしている	周知かつ届出	
	4	事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績 (介護職員処遇改善実績報告書)を報告している ア 福祉・介護職員以外を対象に含めていない イ 加算総額は国保連から通知された金額と原則一致している ウ 賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致している	実績報告書の数字と一 致 ・国保連の加算額通知 書 ・賃金改善額明細書 ・賃金台帳等	
	5	算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない	なし あり	
	6	当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている	該当非該当	
	変更事	由に該当する場合に「変更届」を提出している	提出 該当なし	
	事業継	読のため賃金水準を引き下げる特別事情※に該当するため、「特別な事	該ヨなし 提出	
		る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた	該当なし	
	I	⑦-1から⑦-3及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
	II	⑦-1から⑦-2及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
	Ш	⑦-1または⑦-2及び⑧' に適合する	点検事項に適合	
	IV	⑦-1、⑦-2または⑧'のいずれかに適合する	点検事項に適合	
	V	【共通】の①から⑥に適合する(⑦と⑧のいずれも満たさない)	点検事項に適合	
	———— 特別	【共通】の①から⑥に適合する(⑦と⑧のいずれも満たさない)	点検事項に適合	
		aとbとcに適合する a I,II,IIのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ 等で見える化を行っている c 福祉専門職員配置等加算を算定している	点検事項に適合	
	特定Ⅱ	aとbに適合する a I,Ⅱ,Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ 等で見える化を行っている	点検事項に適合	
【個別】	⑦-1	【キャリアパス要件 I】 (処遇改善加算 I、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ) aと b に適合する。 a 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた、任用要件(賃金に関するもの含む)及び賃金体系を定めている b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。	a 任用要件と賃金 体系を定めている b 書面作成及び周 知している	就業規則等の根拠規定
	⑦-2	【キャリアパス要件Ⅱ】(処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ)aとbに適合する。a 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うことイ 資格取得のための支援を実施すること aについて、全ての福祉・介護職員に周知している	a 計画策定、研修 実施(機会確保と能 力評価又は支援実 施) b 周知している	計画等の文書 研修等の記録
	⑦-3	【キャリアパス要件Ⅲ】 (処遇改善加算 I) aと b に適合する。 a 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する仕組みア 経験に応じて(勤続年数や経験年数等) 昇給する仕組みイ 資格等に応じて昇給する仕組み ウ 一定の基準に基づき、定期に昇給を判定する仕組み (客観的な評価基準や昇給条件が名文化されていることが必要) b aの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している		就業規則等の仕組み? 規定した文書(就業規 則、給与規定等)

8	【職場環境等要件】(処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ) 平成27年4月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。	内容・費用を 全介護職員に周知	
8'	【職場環境等要件】(処遇改善加算皿、IV) 平成20年10月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇 改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び介護職員の処遇改 善に要した費用を全ての職員に周知している。	内容・費用を 全介護職員に周知	